

Title	イエズス会『会憲』等に見られる経済基盤の理念とキリストン教会(中) : 特にレンタと喜捨を中心に
Sub Title	Jesuit's economic basis provinced by its constitution and the Catholic Church in the 16th and 17th century Japan
Author	高瀬 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1992
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.62, No.1/2 (1992. 11) ,p.1- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19921100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イエズス会『会憲』等に見られる経済基盤の理念と キリスト教會（中）

—特にレンタと喜捨を中心にして—

高瀬弘一郎

以上記述してきた、イエズス会草創期に作成された『会憲』・諸規則における、経済基盤に関する取り決めを纏めると、次の通りである。

一、基本理念としては、盛式誓願司祭・単式終生誓願司祭、および彼らが居住するカーザや教会は、喜捨を経済基盤とせねばならなかつた。これに反し、それ以下の修学修士・修学生、および彼らが修学・修練しつつ居住するコレジオ・修練院・大学は、レンタを所有してそれを経済基盤とすることが許容された。

二、コレジオ等のレンタの所有権はそれぞれの機関（院長・修学生）に帰属し、イエズス会はそのレンタに対する管理・監督権を持つに留まつた。

イエズス会『会憲』等に見られる経済基盤の理念とキリスト教會（中）

三、イエズス会がレンタに対する所有権を持たないということは、イエズス会の正構成員は盛式誓願司祭のみだという認識と、結びついていた。

四、カーザ・教会はレンタを所有することは出来ないが、しかし1 カーザ・教会の設立者から、それに何らかのレンタを贈与したいとの申し出があつた場合、イエズス会がその管理に関与しないという条件付きで受納が容認された。2 永久的喜捨すなわち“事実上のレンタ”的の受納については、『会憲』テキストAでは否定的であるのに対し、同テキストBでは寄付者の愛徳行為であることを条件に、その受納が容認された。この1と2により、右の一の点も多分に理念上の、謳い文句の色彩が強かつたと言つてよい。

五、カーザ・教会はコレジオ・修練院・大学のレンタか

ら、経済的支援を受けてはならなかつた。

六、盛式誓願司祭・単式終生誓願司祭も、容認しうる理由あつて或る期間コレジオ・大学に滞在し、そのレンタによつて暮らすことは許容された。

七、同じく彼らが移動の途中コレジオ等に立ち寄り、そのレンタから何らかの喜捨を受けることも、容認された。

八、盛式誓願司祭・単式終生誓願司祭が、私産の所有・

相続を禁ぜられたのは勿論である。しかし修学生は、コレジオ入門後所定の時期までは、私産を所有し続けてそれによつて暮らすことが容認された。

九、この期間中の修学生でも、コレジオのレンタで養われるることを希望するなら、その私産は処分せねばならず、その場合イエズス会への寄付を優先させるべきだとされた。

一〇、コレジオ等がレンタを所有するに至るのは、次の経路がありえた。1 その設立者からの寄付、2 修学生の相続財産の寄付、3 入会者の持参金。

一一、コレジオ等はレンタを所有するとはいえ、そのレンタのみで必要な全経費を賄つたわけではなく、必要に応じてイエズス会本部から、経済的援助を受ける道

が開かれていた。

一一、コレジオからコレジオに余剰のかねをまわして支援することは、『会憲』テキストAでは、所定の要件を充たすことを条件に容認された。しかしこの規定に對しては、主に資産の国外流出を避けたいとの思惑からであろうが、主としてポルトガル国王から異論が唱えられ、『会憲』テキストAの当該条項が同テキストBでは削除された。

一二、盛式誓願司祭・単式終生誓願司祭が教皇・上長の命により、宣教師として派遣される場合は、その移動に要する経費は喜捨によらねばならなかつた。(右の七がこれに関連する)。

一四、理念的には盛式誓願司祭・単式終生誓願司祭がその経済基盤とすべき、喜捨を得るに當つて、強請・強要に類する行為は戒められた。しかし、このような良心的配慮がなされる一方で、喜捨を得ることに最も深く関わつたであろうプロクラドールに対しても、例えばそれを求める時宜、金品の額・種類、相手の愛徳を深めるよう教化面の努力をすべきこと等、細部にわたる指示がなされた。

一五、またこの点に關連して、喜捨と言つても不特定多

数の者からの少額の淨財よりも、大口寄付者・要人慈善の方が主で、イエズス会もそちらの方により重点を置いたと言つてよい。

一六、入門・入会者の持参金も喜捨の一種であるが、その使途については、総会長に一任すべきものとされた。

もつとも、その持参者本人もそれについて、意思表示をすることは許容された。

一七、持参者がイエズス会を除名された場合は、持参金は彼に返却されるべきものとされた。

一八、コレジオは原則として、喜捨を求めるることは禁ぜられたが、レンタに不足をきたしたような場合は、それが容認された。

一九、喜捨はあくまで愛徳の行為であらねばならない。

喜捨に対する代償を求めてはならないし、逆にイエズス会士の側も、ミサ等の聖務の代償に喜捨を要求することも、受納することも、禁ぜられた。

二〇、コレジオ・カーヴ・教会等の設立者等の、大口寄付者・要人慈善家に対しては、その死後に至るまでも所定の日に、特別にミサを挙行するなど彼のために祈るよう指示がなされた。また彼を教会行事への参加者として、その功徳に与るものとした。

二一、その他一般の少額の喜捨をした慈善家に対しては、個別ではなく皆一括して、彼らのために所定のミサを挙行するよう指示された。

以上論述してきたことを踏まえて以下、キリスト教時代日本イエズス会の経済基盤の現実について、その理念との関わりに視点を据えて再考してみたい。

要するに草創期イエズス会において、レンタ・喜捨という二つの概念が、会の経済基盤のあり方として認識され、その二つを適宜使い分けることによって、その修道理念と現実の会の経済運営とを、整合させる姿勢を示したと言つてよいであろう。しかし肝心のレンタ・喜捨の概念そのものが、必ずしも明確に示されていたとは言えない。例えばレンタとは何を指すのか『会憲』に明確な定義付けはないし、喜捨と言えばその概念は明確のようだが、永久的喜捨は事実上レンタと大差ない。つまり相対峙するはずの二つの経済基盤の概念そのものも、その境を隔てる垣根が現実に、そう高いものであつたとは言えない。草創期の『会憲』・諸規則にして、既にそうであつた。後に、事情の全く異なる各布教地にあつては、

これが一層融通無碍となつて、布教資金の調達が行なわれたと言つてよい。

キリスト教會において、レンタと喜捨の語がどのように使い分けられたか、先ず見てみたい。「イエズス会のカーザとコレジオがインディアに持つ喜捨とレンタのリスト」（一五七一年）と題する記録に、次のように記されている。〔日本「イエズス会」は、マラッカの商館^{フエイトリア}要塞において、国王陛下からの喜捨として毎年、金六〇〇パルダオを有するが、徵収するのは稀である。〕

ポルトガル国王から日本イエズス会に給付された年金は、その後一五七四年・一五八一年にそれぞれ増額され⁽²⁾たが、このかねをイエズス会は喜捨と認識していたことが、確認出来る。一五七一年の時点では日本には、コレジオも修練院も存在しなかつたのであるから、建前上はレンタを持つことは、有りえなかつたわけである。

一五七五年一〇月に作成された「当東インディア管区のすべてのコレジオ・レジデンシア・人・修学・外部の修学生・レンタ・布教の要録」には、次のように見えている。「日本諸土國にはイエズス会の主たるレジデンシアが五つある。すなわち平戸・大村・口之津・豊後・京都である。その凡てに、イエズス会士一八名が駐在し

ている。「中略」それら「のレジデンシア」の中に、われわれはカーザと独自の教会とを持つが、これらはあまり重要性がなく、尊重されてもいない。彼らは非信徒の改宗と、キリスト教徒に対する教理教育とに従事している。マラッカにおいて国王陛下によつて支給される九〇〇クルザドと、バサインの地においてその「日本イエズス会の」かねで買った^{アルデア}村々から、彼らへのレンタ収入になる九〇〇クルザドとで、彼らは暮らしている。⁽³⁾

レジデンシアとは日本では、より大きなカーザに従属性の小規模の駐在所を意味したが、右の文中に見えるレジデンシアは、それとは異なる意味で使用されているようである。その点はここでは余り問題ではない。この記録には、在日イエズス会士一八人の経費を賄う収入として、ポルトガル国王給付金（これが喜捨と見做されていたことは先に記した）の外に、バサインの所有地からの所得が挙げてある。この土地は、日本イエズス会が莫大な貿易収入を蓄積してインディアに送金、購入したものである⁽⁵⁾。そしてその所得について、文面では rentar という動詞形をとつてゐるが、これはレンタであるとの認識であつたと読んでよいであろう。とすると、コレジオも修練院も存在しなかつた当時の日本イエズス会が、レ

ンタを持つていたことになる。

一五八六年にヴァリニヤーノが作成した「イエズス会管区がインディアに持つ凡てのコレジオ・カーザ・レジデンシア・人・レンタおよび経費の要録」には、次のように記述されている。「これ程大きなこの「日本イエズス会」組織の全体を維持するために、イエズス会は日本には如何なる種類の不動産^{（古ブリエダ）}、即ちレンタ^{（レンド）}をも持たない。ただいくつかの地域で何人かのキリスト教徒領主が与えた、何箇所かの小さな土地はある。それは、レンタとして算出し得る所得のためというより、むしろそこに住んでいる人々のためのものである。「日本イエズス会組織を」維持する凡ての資金は、外から送られて来る。即ち王国【本国】とインディアからシナに送られ、シナから日本に送られるが、その凡て⁽⁶⁾が常に極めて大なる不確実・危険・消失に曝されている。」

この記録には右のように、日本イエズス会は日本国内には、キリスト教徒からもった僅かな土地以外には何のレンタもなく、その土地にしても、そこからレンタとしての所得が期待出来るものではない、と記されている。この当時長崎がイエズス会領であつた。イエズス会はそこからポルトガル船の停泊料を得た。国内での所得

としては、これなどが主なものであろう。右の史料は、この種の国内の所得はレンタではあるが、実質レンタと呼び得る程の所得にはならない、と言う。そして右の引用文に続いて、海外から送られて来るかねの出所と、その額（記録の作成時点での）を列挙しているが、レンタと見做したのはどれかを識別する意味で、それらを次に示す。

一、ポルトガル国王給付金、年一〇〇〇クルザド、喜捨。

二、バサインのカランジャ島における年金所得、年五〇〇パルダオ、レンタ。

三、バサインのポンヴェン村からの所得、年一一〇パルダオ、レンタ（但し動詞形 render）。

四、バサインのコンドティエン村からの所得、年四〇〇パルダオ、レンタ（但し動詞形 render）。

五、バサインのムルガン村からの所得、年五〇〇パルダオ、レンタ（但し動詞形 render）。

六、教皇給付金、年六〇〇〇クルザド、喜捨。

同記録に記されている日本イエズス会の全所得は、以上の通りである。喜捨は合計七〇〇〇クルザド、レンタは合計一六二〇パルダオ（≈約一二一五クルザド）といふ色分けになる。（クルザドとパルダオの換算であるが、本

史料では二つを同価値と見做しているようである。例えば、国王給付金一〇〇〇クルザドは、マラッカで支給される際には一四〇クルザド減額の八六〇クルザド。その減額分をポンヴエン村で六〇パルダオ、コンドティン村で八〇パルダオ、合わせて一四〇パルダオ給付したとして数字を合わせてある。確かに杜撰ではあるが、公的換算率はあっても為替は変動したし、それにこの種のイエズス会の財務記録的文書の数値は、もともと余り信憑性が高いとは言えない。例えば肝心の貿易収入が、ここには記されていない——後述の通り末尾で簡単に触れているが——。従つてここでは、その数値よりも、レンタ・喜捨かの認識に視点を置いて、以下史料を読んでいく。一応公的換算率によると、一六二〇パルダオは約一二一五クルザドになる)。

以上この史料に拠る限り、日本イエズス会は年間収入は、レンタ・喜捨を合わせ名目約八一一五クルザドであったことになる。史料ではこれがレイスで表示されている。

年間名目収入（レンタ・喜捨の合計）三三三〇三九〇〇レイス
（公的換算率によると約五五七五クルザドに相当）
ここから差し引かれる各種消失分 一〇七四〇〇〇レイス

年間実収入
（公的換算率によると約五五七五クルザドに相当）
史料は以下、この実収入が国内各機関にいかに分配・消費されるかを、それぞれ数値を挙げて示す。下・豊後・京都の三地区の各機関を纏めると、次の通りである。

下	カーザ五・教会九六一九九・レジデンシア五・セミナリ	一二二一九九〇〇レイス ⁽⁷⁾
オ一	経費一二〇四〇〇〇レイス（クルザドへの換算が	
豊後	ここだけ欠落しているが、三〇一〇クルザドに相当）	
カーザ〇・教会一六一八・レジデンシア三・コレジオ		
一・修練院	一・セミナリオ一 経費一三五六〇〇	
○レイス	（三三九〇クルザド）	
京都	カーザ四・教会一四一五・レジデンシア一・セミナリ	
オ一	経費一三三〇〇〇〇レイス（三三三〇〇クルザド）	
外に準管区長および三地区長の経費六四〇〇〇〇レイス（一六〇〇クルザド）		

つまりこの記録では、経費の合計として、実収入の二倍以上の金額が計上されている。しかも統いて、日本ではこの他にも様々な臨時の出費がある旨を記し、日本イ

エズス会が持つレンタと喜捨の実収入で賄うなど、到底不可能だと強調している。

然らば如何にして維持しているのかとの問い合わせに対しては、記録はここにまで日本イエズス会の収入を挙げるが、これが先の記載といささか食い違う。肝心の生糸貿易収入は、年間所得三〇〇〇クルザードとして、ここに記されている。⁽⁹⁾ 但し、レンタ・喜捨の別は示されていない。

さて以上の収入の内レンタ約一二一五クルザードは、『会憲』に拠れば当然豊後のコレジオ・修練院に、充当されねばならない筈であるが、そのように読み取れる記載は全くない。第一右の記録に挙げてある、インディア

四カ所のレンタの取得時期を記してみると、カラランジヤ

一五七〇年、ポンヴェン一五七四年（右の史料によると七五年）、コンドティエンは史料により一五七五年または七七年（右の史料によると七八年）、マルガン一五八四年である。つまりマルガン以外のレンタの取得時には、まだ日本にはコレジオも修練院も存在しなかつた。先に一五七五年一〇月作成の記録によつて、日本イエズス会はコレジオ・修練院の存在しなかつた時期に、既にレンタを持っていたと記したが、そのことはここでも再確認される。

この明白な『会憲』違反の行為を、日本イエズス会はどういうに糊塗したのであろうか。右に引用した一五八年の記録に、次のような記述が見られる。

「これら〔下・豊後・京都〕三地区の凡てに、われわれは四つのタイプのカーザを持つ。完成されたコレジオ Collégios formados、コレジオの原初的なものと言えるようなカーザ outras [casas] como princípios de Collegios——そこにはイエズス会士七~八人が共同生活をしている——、パードレ一人とイルマン一人だけいる小さなレジデンシア、土地の原住民の貴人フイダルゴス・貴族ナベスのセミナリオ、以上である。」

即ち先に見た通り、この当時コレジオは府内に一つしかなかつた筈であるが、それ以外に“コレジオの原初的なものと言えるようなカーザ”との範疇を設けている。具体的にどのカーザがそれに該当するかは、明記されていないが、このコレジオでもないのに、無理にコレジオの名を冠したカーザを設定したことと、現実にコレジオの存在しない日本イエズス会が、レンタを持つていたこととの間には、関連があるのかも知れない。

この点に関連して次の史料も挙げる。「インディア管区統轄に関する諸々の事柄の要録。管区長パードレに指

示するために、巡察師パードレ・アレッサンドロ・ヴァリニヤーノが総会長「アクラヴィーヴァ」の命により、歴代総会長が送った書簡や命令から抜粋して「一五」八年四月に作成」と題する文書の「第六章、日本準管区に関する諸々の事柄」の一節である。

「日本の重立つた三地区即ち下・豊後・京都に作られたコレジオ・修練院・セミナリオは、クラウディオ「・アクラヴィーヴァ」貌下により、さまざまな機会に非常に称賛され、認可された。それはパードレ・ヴァリニヤーノによる抜粋第四一・五七・五九・六〇番から分かる。それら「コレジオ・修練院・セミナリオ」へのレンタの使い途に関しては、「教皇」聖下が給与するレンタであれ、日本「イエズス会」がバサインやマラッカに所有するその他のレンタであれ、これらのカーザやコレジオへの配分は巡察師パードレに任せること。即ち彼の判断に従つてそれぞれに配分してゆくこと。それは前述の抜粋第一三一番に見える通りである。」

右の文中に見える三つのレンタの内、マラッカに所有するレンタとは、ポルトガル国王給付金のことであろう。⁽¹⁶⁾つまり教皇給付金・インディアの土地・国王給付金は凡てレンタであり、しかもそれらのレンタを、各カーザ・

各コレジオに配分している。ここで注目に値する点は、これまで引用してきた史料では、国王給付金と教皇給付金とは喜捨とされてきたが、ここでは突如、同じ収入が喜捨からレンタに変わつたことであり、不可解な話と言ふ外ない。これでは経済基盤に関する『会憲』の定めは、一体如何なる意味があるのであろうか。

「日本管区のレンタ」（一六〇二～〇五年）と題する記録は、その当時日本イエズス会が所有したレンタの一覧であり、どの収入をレンタと見做していたかが明確になるが、次の通りである。

- 一、インディア、バサインの土地。
- 二、ポルトガル国王給付金。
- 三、教皇給付金。

四、生糸貿易収入。（但し、『公認の貿易』のみを挙げる。）

（五、かつては長崎での停泊料収入があつたが、秀吉により没収された。）

記録は続いて、日本イエズス会はこの外には何のレンタもなく、右のレンタも消失分が大きく、一方日本での出費は多額で、これだけでは賄えないと訴えている。⁽¹⁷⁾とにかく、記録が作成された時点で、イエズス会は一・四

のレンタを有したわけである。ここで注目に値する点は、先の一五八六年の史料では、レンタか否かの言及がなかつた生糸貿易（公認の）収入が、ここでははつきりレンタと認定されていることである。

一六〇九年一一月一二日付けシナ発ジョアン・コエリヨの「日本イエズス会のカーザと人の数及びレンタ・経費に関する簡潔な叙述」を見てみる。本記録中「日本イエズス会」が持つ自己のレンタからの銀収入」との小題の下、次のような項目が挙げてある。

一、教皇給付金。

二、ポルトガル国王給付金。

三、カランジヤ及びインディア北部の村々のレンタ。

四、マカオ市における家屋の賃貸収入⁽¹⁸⁾。

以上は従つて、凡てレンタと見做されている。記録は先へ行つて末尾近くで、今一つ生糸貿易収入があることを、明らかにしている。これについては、レンタか否かの言及はない。⁽¹⁹⁾

つまり先の一六〇二一〇五年の記録と対比して、四のマカオ市内家屋賃貸収入がレンタとして新たに加わったこと、レンタであつた筈の生糸貿易（公認の）収入の、類別が不明になつたこと、以上の二点に違いがある。マ

カオで貸家・貸店舗の賃貸料収入があつたことについては、既に旧稿で触れた。⁽²⁰⁾この収入がレンタであることは明らかである。一六〇二一〇五年にはまだ存在しなかつたものが、一六〇九年一一月一二日現在では、その一部または全部を取得していたのである。貿易収入（公認の）について、引き続きレンタとの認定がなされていたとするなら、このジョアン・コエリヨの記録は、四が追加されただけで、その各収入を凡てレンタと見做す点では先の、「日本管区のレンタ」と同じである。

要するにこの記録（一六〇九年一一月一二日付け）に拠る限り、日本イエズス会の収入は、凡てレンタであつたことになる（とくに長崎においてパードレたちが、ポルトガル人や日本人に喜捨を求めて“多額の銀”を得、それを貧者や追放者の救済に充てていた旨、記されている）。となるとここでまた同史料では、各布教機関がどのように種別されていたかを、確認せねばならない。この点を次に表示してみる。（レジデンシア等は同一地区に複数存在したので、明確にするためにそれぞれの所在地名を記した）。

つまり言うまでもないことであるが、カーザ・レジデンシア・教会等が多数あつた。それにもかかわらず当記

録によると、定期性のある主たる収入は、凡てレンタであった。右に触れた通り特に長崎において、イエズス会への多額の喜捨があつたことは、記されている。しかし主たる収入は、飽くまでレンタである旨明記し、そしてこのレンタを各地の諸機関に配分して、なおいくら不足すると記されているのである。『会憲』によりレンタを持つことが禁ぜられていたはずのカーザ・教会（カーザの一種であるレジデンシアも、当然同じ扱いを受けたはずである）等が、レンタを財源としていたことになる。

この『会憲』違反の事実と関わりがあると考えるべきであろうが、右の史料には興味深い記載が見られる。各施設に駐在する者の身分と人数とを記しているが、コレジオに *colegial* が居るのは当然であるが、他の機関にも多数の *colegial* が居住していることになつていて、どの施設に何人の *colegial* が居住していたかを、同じく表中⁽²²⁾に示した。

日本におけるイエズス会の教育機関は、移動が激しかったようであるが、本記録が作成された一六〇九年一月当時は、コレジオは長崎にのみ存在したはずである。⁽²³⁾ところが右の史料には、コレジオと表記された機関が長崎・有馬・下京と、三つもあつたように記されている。

しかもコレジオから遠隔の各地のレジデンシア等に、相当数の *colegial* が居住している。この不可解な記載と、レンタ収入が各機関に配分されたこととは、関係があるのかも知れない（コレジオ修学生は、前述の通りレンタの所有が許容されていた）。

一六二四年一月作成の「日本管区第三カタログ」には、「日本」「イエズス会」の所有するレンタ」と題する記載がある。所有レンタのリストであるが、次の通りである。

一、マカオにおける家屋の賃貸収入。

二、インディアにおける村々からの収入。

三、ポルトガル国王給付金。

四、ポルトガルにおけるパードレ・ブランダンの基金。

五、リスボンにおける何軒かの家屋。

六、教皇の喜捨。

七、生糸貿易収入。⁽²⁴⁾

右の収入の内四・五は、これ以前の記録には見えなかつたものである。もちろん取得時期が絡んでいる。この史料で注目されるのは、六の教皇給付金がまた“喜捨”に戻つたことであろう。同じ収入がその時々によつて、喜捨→レンタ→喜捨と移り変わつたわけである。

日本イエズス会の各収入について、それがレンタ・喜

捨のいづれであるかを識別した史料は、対象を書簡等にまで広げれば、外にも多数ある。しかしここでは、日本イエズス会の長の責任で記載されたはずの、『公的』財務・会計報告とも言える以上の記録に一応限定して、それぞれ各収入をいづれの範疇に入れているかについて、表示してみる。

史料	収入	国王給付金	インディアの	教皇給付金	生糸貿易(公認)	マカオの家屋	ブランダン基金	リスボンの家屋
喜捨とレンタ (1571)	喜捨							
要録(1575)	?	レンタ						
要録(1586)	喜捨	レンタ	レンタ					
要録(1588)	レンタ	レンタ	レンタ	喜捨				
日本管区のレンタ (1602-05)	レンタ	レンタ	レンタ	レンタ	?			
簡潔な叙述 (1609)	レンタ	レンタ	レンタ	レンタ				
日本管区第三 カタログ (1624)	レンタ	レンタ	レンタ	レンタ				

ここで参考までに、総会長が日本イエズス会の各種収入について、喜捨・レンタの種別の観点から、いかなる認識を持っていたかについて、見ておきたい。

一五八三年一月四日付け総会長アクラワヴィーヴァの、

巡察師ヴァリニヤーノ宛て指令に次のように見える。

「[一五] 七九年一二月二日付けの書簡で尊師が私に書いたよこした、日本諸王国にイエズス会のコレジオ三・修練院一、原住民のセミナリオ三を作ろうという構想は、われわれには非常に良いものと思われる。〔中略〕主の全善はグレゴリウス三世聖下を動かして、スペインにおける司教死後の資産の中から、前述のコレジオとセミナリオの実現のために、年に四〇〇〇ドゥカドの⁽²⁵⁾喜捨をさせ給うた。」

教皇給付金を喜捨と見做している。

一五八三年一一月二五日付け同総会長の、インディア管区長ヴァリニヤーノ宛て指令に以下の一節がある。「教皇は毎年四〇〇〇ドゥカドの⁽²⁶⁾年金を」二〇年にわたり⁽²⁶⁾別の同額のレンタの供与を受けるまで、与えることとした。」

教皇給付金が喜捨かレンタかについては、直接には述べていないが、右の文はそれをレンタとは見做していないかったことが読み取れる。

一五八五年一月一八日付け同総会長の、同管区長ヴァリニヤーノ宛て指令に次のように見る。「今私が受け

イエズス会『会憲』等に見られる経済基盤の理念とキリスト教教会（中）

取った「[一五] 八〇年一月一三日付けの一通「の書簡」の中で尊師は、府内で開始されたコレジオに、国王ドン・セバスティアンが日本に作られるコレジオのために、マラッカで給付した一〇〇〇ドゥカドを充てることによって、それを認可してもらいたいと要望している。

この件については昨年、この「[一〇〇〇ドゥカドの】充當と、バサインの村々における「所得」五〇〇タエルの白杵^(カサデ・プロパン)修練院への充当を許した、認可証を送ることによって回答した。しかし、「教皇」聖下が与えた援助

は、その一部はこれら「府内コレジオと白杵修練院の」二カ所に役立たせるように、との意味があつたので、われわれには尊師が次のような措置を取るのがよいと思われる。即ちこれら聖下からの四〇〇〇クルザドの中から、尊師が適当と判断する額を両所に充当すること、およびマラッカの一〇〇〇「ドゥカド」とバサインの五〇〇「タエル」と四〇〇〇「クルザド」の残余は、尊師の判断に従つて配分するのがよいであろう。というのはこれらの充当は凡て、当初は不完全なものであるし、日本の諸事情の特異性やその不安定さの故に、『暫定措置』として行なわれるのが適切だからである。総会長や日本の上長が何時でも自由に、日本の中でも一方から他方へ、そ

の充當を変えることが出来るようにするためである。⁽²⁷⁾」

右の指令には、喜捨・レンタの語は記されていないが、記述内容からその趣旨を次のように整理する。

一、ヴァリニヤーノはポルトガル国王給付金は、日本イエズス会のコレジオの財源に充てるべきレンタである、との認識を持つていた。

二、総会長アクワヴィーザは建前としては、国王給付金はコレジオに、バサインの土地収入は修練院にそれぞれ充てるべき、いずれもレンタであるとの認識を持つていたようである。

三、しかし同時に総会長は、これらの収入はいずれも不確実・不充分であるし、日本の国内事情の変化もあり得るので、建前通りに飽くまで貫徹すべしとの意向ではなく、教皇給付金（同総会長はこれを喜捨と見做していた）の一部をコレジオと修練院の財源に充て、この教皇給付金の残余・国王給付金・バサイン土地収入は、ヴァリニヤーノ等の判断により適宜右の両機関の財源とするのがよい、との見解を示した。つまり前記『会憲』の喜捨・レンタに関する規定を、総会長アクワヴィーザ自身必ずしも、完全に遵守すべしとの意向ではなかつたことが分かる。

アクワヴィーザが、教皇給付金は喜捨であるとの認識を持っていたことは、右の史料からも確認出来る。

一五八七年一二月二八日付け同総会長の、巡察師ヴァリニヤーノ宛て指令に次のように記されている。「マカオにおける生糸貿易の行き過ぎは是正された旨、尊師が私に書き送ってきたことに関しては、私は非常に安堵した。〔中略〕私は今後会員たちが、慎重に行動するものと期待しているし、ことに今「教皇」聖下の喜捨が減少していることでもあり、指摘されている「生糸貿易を必要とする」理由も然るべきものと思われる所以、日本へのこの生糸〔貿易による〕^{スナシデイ}補助金を放擲することは、理解出来ない。」

右の指令で確認出来るのは、同総会長が教皇給付金を喜捨と見做したこと、および生糸貿易収入の容認である。なおこの生糸貿易収入が、喜捨・レンタのいずれかという点については、総会長はここでは認定を下していない。

一五八五年一月四日付け同総会長の、同管区長宛て指令に次のように見える。「必要上そうすることが要求されるので、「教皇」聖下が日本に対して行なう喜捨は、

尊師が望むような仕方で、ポルトガルから送るように定められた。⁽²⁸⁾

ようである。

一五九七年一二月二〇日付け同総会長の、同巡察師宛て指令に次のように見える。

「[教皇] 聖下の喜捨の中から一〇〇〇ドゥカドを、前述のコレジオに充てたいとの尊師の希望については、われわれにはそうするのが良いと思われる。」⁽³⁰⁾

確たる経済基盤を持たないコレジオの財源に、教皇給付金の一部を充てるのを容認したもので、同給付金が喜捨と見做されていたことが、ここでも確認出来る。

一六〇六年一二月一二日付け同総会長アクワヴィー・ヴァの、同巡察師ヴァリニヤーノ宛て指令に次のように記されている。

「七番目の書簡で尊師は、其処日本の統轄において経験している、いくつかの難儀について述べている。その主なものは、物質的な支えを欠くことである。生糸貿易を止めるわけにはゆかないとして、尊師の指摘する尤もな理由は、レンタがないこと、および当地やインディアから其処に送られるものは、常に大なる危険に曝され、遭難その他海上の災難に遭遇しがちだという点である、云々。」⁽³¹⁾

ヴァリニヤーノが、日本イエズス会にはレンタがない

ということを理由に、生糸貿易の続行を認めてもらいたい旨、総会長に書簡を送つて要望したという。先に見た通りヴァリニヤーノは、例えば一五八六年の記録の中で、日本国内にはレンタと呼び得る程のものはないと記したが、レンタが一切ないなどとは言つていらない。総会長は日本イエズス会の財源の種目などは、承知していたことは言うまでもない。いささか明確さを欠くが右の記述は、総会長としてはそれらの財源種目を、レンタとは認めなかつたことを示しているのであろうか。しかしこの点に関しては、次の史料もある。一六一二年三月一八日付け同総会長の、日本準管区長パシオ宛て指令の一節である。

「その「日本」管区の出費の面で何らかの結論を出すよう、尊師は其処のパードレたちと新たに協議会を開くこと。またもしも「尊師が」シナにいるなら、日本でもそれを開催させること。そしてその管区のカーザ・レジデンシア・セミナリオの出費を、不可避の消失や負債を勘案した上のレンタに合わせてゆくよう、「皆で」検討すること。「中略」われわれが持つてある額、われわれに可能な額以上に消費するのは、何ら理由のないことである。その管区のレンタは多大な危険に曝されているに

もかかわらず、あたかも「管区が」非常に確かな「レンタを」持つてゐるかの如くに、消費が行なわれてゐる。

それ故にがしかの余剰を確保出来るように、程々の額に留める方がよいであろう。」⁽³²⁾

右の史料は、どの収入かは確定出来ないが、海外から送られてくるかねの内に、総会長としてレンタと認定し

うるものがあつたことを示してゐる。それだけでなくこの記事は、日本管区のカーザ・レジデンシア・セミナリオの経費をレンタで賄うという、明らかな『会憲』違反を総会長として、容認していたことを明らかにする。

つまり、日本イエズス会は喜捨を受けレンタを持ち、一方教会・カーザ・レジデンシア・セミナリオもあれば、コレジオ・修練院もあつた。もしも『会憲』を遵守するなら、それぞれの機関により、収入の選り分けを厳密に行なつて、その財源を定めねばならなかつた筈であるが、現実はそうではなかつた。そのことは先に記した通りである。そしてしかも、この日本管区の犯す『会憲』違反の行為を、総会長として容認していたことが、ここで確認出来る。

以上喜捨・レンタの認定に主眼を置いて、イエズス会総会長の見解を見てきたが、纏めると次の通りである。

一、総会長アクワヴィーヴァは、教皇給付金は喜捨であるとの認識を、一貫して持つていたと言つてよい。

二、同総会長は建前としては、ポルトガル国王給付金とバサインの土地収入とは、それぞれコレジオと修練院の財源に充てるべきレンタである、との認識を持つていたようである。

三、しかし同総会長は一六一二年の指令において、イエズス会機関の種別により基盤とすべき財源が厳密に規定されていた筈の、『会憲』に違反する行為を日本イエズス会が犯すことを容認した。先に、日本において事実として、この点『会憲』違反が行なわれていたことを記したが、ここで総会長もそれをはつきり許容していたことが判明する。

四

日本教会が定期性のある収入の外に、不定期に喜捨を得ていたことも事実である（非公認の貿易収入がその性格上、何であつたかはひとまず置いて）。そこでこのキリストン教会の、喜捨による収入（先に見た定期性のある喜捨以外の）について以下取り上げ、いささか問題点を指摘してみたい。

一五六七年一月一〇日付け総会長フランシスコ・ボルジアの、インディア巡察師ゴンサロ・アルヴァレス宛て指令に、次のような記述が見える。「日本においては、暮らすのに必要な維持費は現地の者から調達するのではなく、インディアから彼らの許に送るのがよいと思われる。「しかし」もしも容易にそれが出来、しかもそうすることが原住民の教化にもなるのであれば、「布教」事業をより一層拡大させるために、教理教育を受けた現地の者、または「同じく現地の」何人かの重立つた人々やその他の友たちからの喜捨によつて、働き手たちが暮らしてゆくよう努めるべきであろう。これが緩やかに導入されてゆく間は、あの日本の葡萄畠で働く者たちは、「ポルトガル」国王または他の人々の方から、その維持費を得るよう努めること。このことは日本人の「経済的」能力について経験を持つ、パードレたちの思慮分別に委ねる。彼ら「日本人」に至極正當なものを求めることによつて、万一にも福音の妨げにならないようする⁽³³⁾こと。」

総会長ボルジアがこの指令を送った時点では、日本イエズス会には未だ教皇給付金もインディアの土地収入もなく、定期性のある収入と言えば、マラッカで支払われ

るポルトガル国王給付金のみであつた（貿易収入は除く）。それを踏まえて、右の指令の趣意を整理してみる。

一、総会長は日本布教の財源は、当面はポルトガル国王給付金やインディアからの送金に依存するのがよいと考えた。インディアからの送金とは何を想定していたのか、具体的に明確にすることは困難であるが、ここでの趣旨は、日本教会に要するかねを日本国内ではなく、インディアから送金してこれを維持するにある。

二、しかし日本で要するかねは本来は、日本で調達するのが望ましく、信徒・非信徒を問わず日本人から喜捨を得るよう努力すべきである。理由は日本布教の拡大のため、そして、表現は少し違うが、日本人からの喜捨に依存することは、日本人の教化にも通じるとの認識からであった、と言つてよい。

三、ただし日本人に対して、この要求をどの辺までに留めれば布教の妨げにならないか等、微妙で難しい問題が絡るので、現場にあって経験を積んだ会員の判断に任せること。

右の指令の趣意自体は分かりやすく、特に二の趣旨は重要だと言つてよいであろう。ただこの頃の日本イエズス会は、生糸貿易によつて現実の必要経費を上回る、莫

大な所得を得ていたのであるから、折角重要な内容が盛られた指令も、空虚に響く。それは兎に角、右の趣旨を踏まえて作成されたはずの、日本教会の諸規則における喜捨に関する取り決めが、どのようなものであつたかを見てみたい。

「日本のレジデンシアにいるパードレたちのための規則。一五八一年一一月巡察師パードレによつて最終的に作成」と題する文書に次のように記されている。

「何人も上長の許可なしに、シナまたはその他の地域にいる自分の親戚^{ペレニテス}または信徒に対し、喜捨や反物^{ペッサス}やその他いかなる物も求めてはならない。また彼らを介して何らかの物を求めたり、行なわせたりしたいと思う場合は、先ず直属の上長とそれについて話し合うこと。彼[その上長]は、われわれが隣人に對して与えねばならない良き教化と、われわれが隣人に何らかの物を求める際に、持たねばならない修道士的謙遜とに常に配慮しつつ、最も適切と思う判断に従つて、その許可を与えたり拒んだりすること。彼ら[パードレたち]の信徒や親戚が、要請の有無にかかわらず——パードレが要請した場合は前述の許可を得て——何らかの物を送つてきた場合は、それを受け取つてもよい。そして事後に、送られて

きた物を自分の上長に報告すること。それはわれわれが、清貧に関する規則を全面的に遵守するためである。⁽³⁴⁾」

右の「規則」の趣旨は次の通りである。
一、シナその他の地の親戚・信徒に喜捨を求める際は、事前に上長の許可を得ること。

二、要求しないにも拘らず彼らが喜捨をしてきたら受納し、上長に事後報告をすること。

「親戚」の語はいささか分かりにくい。この、シナ即ちマカオの信徒から喜捨を受ける問題は、後々まで規則の中で取り上げられる。商業活動が絡んでいると思うが、この点については後述する。

同右「規則」には更に、次のような記載も見える。

「これら[剃髪者]を養うために、人々に働き掛けた彼ら[剃髪者]を扶けてくれるよう、尽力せねばならない。丁度彼らが仏僧に對して行なつてきたように。」中略「田舎の人々は非常に貧しいので、満足に経費を負担することは出来ないが、教会への奉仕のために僅かでも与えないようでは、決して良きキリスト教徒にはなれないし、また可能な範囲で与えることによつて、彼らの内に敬虔さが増し、より良きキリスト教徒になるというのは、経験済みの確実なことである。このためパードレた

ちは、自分自身のために自分たちの方から、何ら望んだり求めたりはしないということを、彼らに知らせねばならないが、しかし彼らの教会を清潔にして補修をするよう、そして教会の世話をしている剃髪者たちのこととを尊敬してこれに喜捨をするよう、絶えず彼らに対し頼み、そうするよう彼らを鼓舞し、それを名誉と思わせるよう⁽³⁵⁾にすること。」

右に見える“剃髪者”とは、看坊のことであろう。イエズス会は日本にある多数の教会に配置するだけの、イエズス会司祭の数が足りず、教会の管理や信徒に対する靈的指導を看坊に行なわせた。⁽³⁶⁾ 看坊の管理する教会もイエズス会の教会であるが、看坊はイエズス会士ではない。イエズス会士は日本において、イエズス会士の方から喜捨を求めるには、慎重な配慮をした。しかし看坊はイエズス会士ではないから、この点積極的に行動することが、許されたわけである。その辺の事情についても後述する。

同右「規則」の一部をなす「パードレの全員が準拠して行動するように、彼らが日本のカーザやレジデンシアにおいて守るべき諸々の事柄の要録。巡察師パードレの命令による」（一五八一年一月）には、次のような規定

定も見られる。

「キリスト教徒たちがパードレに何らかのものを贈つて、死者のためのミサを挙行してほしいと頼んできた時は、ミサを挙行してあげようと彼らに告げること。しかし彼らの贈物は受け取らないで、死者の靈魂のために慈悲屋⁽³⁷⁾の貧者たちに与えなさいと指示するように。特にかねを贈つてきた時は、そうすること。しかしこそを挙行してもらうために彼らが贈る蠟燭や、ミサの後で彼らが喜捨としてパードレに贈るその他凡てのものは、総会長パードレから別の回答を得るまでは、受け取つてもよい。特にキリスト教徒たちが死者のために宴席を設けるのは、出来るだけ避けるよう努めること。そして彼らへの説教に中で、その宴席に費やすものを別のこと、例えばそれを貧者たちに与えるなり、教会の装飾のために何かを買つたりすることに費やした方が、彼ら自身の靈魂や死者の靈魂のために良いであろう、ということを納得させること。」

右の文では、死者向けのミサを挙行してもらうためと
いう目的から、信徒が喜捨をしてきた場合の、会員のと
るべき態度について指示がなされている。その趣旨は次
の通りである。

一、死者のためのミサの挙行を要請されたら、無償でそれに応じること。その代償としての喜捨は、受け取つてはいけない。そしてその喜捨は、貧者に施与するよう指導すること。

二、同じ目的で蠟燭が贈られた場合や、ミサの後で贈られたものは凡て、総会長から指示あるまでは、受納してもよい。

三、信徒が死者のために宴席を設けることは、出来るだけ避けさせ、その費用を貧者への施与や、教会の装飾に向けるよう指導すること。

ミサ等の聖務は無償で行なわねばならない、との『会憲』の規定に準拠した指示がなされたことが分かる。しかし日本イエズス会は、この死者向けのミサ挙行のための喜捨を受納する件について、一六一〇年に重大な方向転換を見せる。後述する。

* * *

「インディア管区統轄に関する諸々の事柄の要録。管区長パードレに指示するために、巡察師パードレ・アレッサンドロ・ヴァリニヤーノが総会長「アクワヴィーヴァ」の命により、歴代総会長が送った書簡と命令から抜粋して「一五」八八年四月に作成」と題する文書でも、

喜捨受納の問題を取り上げている。先ず管区全般の上長（管区長以外の）および全会員に関する章の中に、次の一節がある。

「キリスト教徒が死者の靈魂のためまたは、その他の必要のためのミサをわが会員に挙行してもらうために、行なうのを常とする喜捨は、単に受納してはいけないだけでなく、わが会員の命令によつて、貧者たち個人に配分することも、その他の個々の慈善行為に充てることも、してはいけない。それ故、教会の世話をしている者に——この教会の世話をしている者がわが会員たちの統轄下にある時のことだが——前述の喜捨を与えよと、キリスト教徒たちに言つてはならない。そうではなくて單に、貧者たちや慈善行為にそれを配分するようにと、彼らに言うに留めること。⁽³⁸⁾ 第一回インディア管区会議第一七項への回答の中、「総会長」パードレ・エヴェラール「・メルキュリアン」がそのように命じた。また「総会長」パードレ・クラウディオ「・アクワヴィーヴァ」は、パードレ・ヴァリニヤーノによる抜粋第一一二番の中で、次のように言う。ペスカリ亞地方のキリスト教徒たちがミサのために与える喜捨は、それがたといわが会員たちのためではなく、貧者たちのために受け取るものであつ

ても、決して許してはならない。そして彼らにミサを頼む者たちには、神への祈願はあなたたちに代つて「われわれによって」行なわれよう。あなたたちはそれを乞う者に喜捨をせよ、と告げるよう、と。⁽⁴⁰⁾しかし同「総会長」パードレは、第一九八番の中で日本のキリスト教徒たちのことを取り上げ、次のように言う。いろいろな面からの理由に鑑み、キリスト教徒たちが死者のためのミサを行なうことを取り上げ、次の如く言ふ。われわれの用のためには決して受納してはならない。しかし、もしも前述の喜捨を受け取らなかつたら、キリスト教徒の躊躇となることを配慮し、さうにこれによつて良き習慣が育つていくことをも考慮して、当面は誰か善良な人物であるキリスト教徒に委託して、前述のものを受納させることを許す。ただしそれは、パードレたちにではなく、貧者たちに与えられ贈られたものとしてである。そして貧者たちには、わが会員たちがそこに介入することなしに、彼「善良なキリスト教徒」自身にそれを配分させるように、と。⁽⁴¹⁾しかしこれは、単に日本人についてのみの指示である。同「総会長」パードレは、「一五」八五年三月に管区長パードレに諸々の権能を与えたが、その最後「[の]権能」として次の

ように言う。この新しい教会が寄進という称賛すべき習慣に馴染むように、教会や礼拝堂において寄進されたものは、その寄進を享受出来る小教区主任司祭⁽⁴²⁾がそこ「教会・礼拝堂」にいなければ、わが会員たちが受納してもよい。そして「その寄進が」、前述の教会や礼拝堂にとつて必要でなければ、その凡てを貧者や洗礼志願者たちに配分すること。しかしながらそれら「教会・礼拝堂」には、決して喜捨用の献金箱を置いてはならない、⁽⁴³⁾と。「総会長」パードレは、教会の中で贈られるそれ以外の進物について、このような指示を与えているのであつて、ミサのためにパードレたちに贈られるものについては何も触れていない。それ故、日本について指示していることは別にして、「総会長」パードレ・エヴェンデイアにおいては、それを遵守実行せねばならない。⁽⁴⁴⁾なお同右「要録」第六章は、特に日本準管区に関する指令であるが、その中でもこれと略同じ文が記載されている。(「日本のカーサとレジデンシアにおいて遵守するために、インディア管区に関する諸々の事柄の要録の第四・六章から抜粋した、ローマの歴代総会長の服務規定」の中にも、右と略同じ文が見える)。

右の記事内容を次に纏めてみる。

一、一五七五年一二月シヨランで開催された、第一回インディア管区會議での総会長に対する質問箇条（一二月二八日付）に対する回答（一五七七年一月二一日付）の中で、総会長メルキュリアンは、インディアにおいて会員は、ミサを挙行してもらうことを目的とした喜捨は、受け取つてはならない。教会の世話をしている者（カナカプラ等を指しているのであらう）⁽⁴⁵⁾への喜捨を、信徒に強請してはいけない。信徒へは貧者・慈善行為への喜捨を呼び掛けるに留めよ、と命じた。

二、総会長アクワヴィーヴァも、一五八二年一二月二三日付けのインディア管区長宛て指令の中では、特にペスカリア地方について、基本的に右と同じ趣旨のことを命じた。

三、同総会長アクワヴィーヴァは、一五八五年一二月二十四日付けインディア管区長宛て指令の中で、特に日本について次のように命じた。死者のためのミサを挙行してもらうことを目的とした喜捨は、会員が使うためであつたら、受け取つてはいけない。しかしその受納を拒むことによる信徒の躓きを避けるために、善良な信徒にその受納と貧者への配分とを委託するのであれ

ば、受け取ることを許す、と。

四、同総会長アクワヴィーヴァは、一五八五年三月インディア管区長に授与した権能の一つとして、インディアの教会・礼拝堂において信徒の与える喜捨（ミサ挙行を目的としたものではない）は、そこに小教区主任司祭がいなければ、会員が代つて受納してもよい。しかしその教会・礼拝堂に献金箱を置いてはならない、と命じた。

五、右の四の文書の中で同総会長は、ミサを目的とした喜捨については、何も触れていない。従つて、この点に関する一のメルキュリアンの指令は、なお有効と見做すべきである。

*

*

*

「[一五] 八〇年に開催された第一回日本「イエズス会」全體協議会、九〇年加津佐において開催された第二回「全體協議会」、九一年長崎で開催された第三回「全體協議会」に対して「巡察師ヴァリニヤーノガ」与えた裁決、およびその「第三回全體協議会の」後で開催された第一回「日本」管区會議「議事録」から抜粋した、巡察師パードレ・アレッサンドロ・ヴァリニヤーノの服務規定。これらの凡ておよび予め彼が定めておいたその他

の命令の中から、充分に検討と校閲を経たうえで、次の服務規定を抜粋した。院長^{レイトール}は皆日本において「自らこれを」忠実に守るだけでなく、「部下のパードレにも」

遵守させねばならない」（一五九二年）と題する文書では、喜捨受納について次のような指示が与えられている。

〔第一章、規則について。〕

〔中略〕

2、規則第七⁽⁴⁷⁾について、キリスト教会^{クリスチヤンダデ}に関わっているパードレたちに対しても、免除される。彼らは貧者に喜捨をしたり、教会「の建物」を補修したりするために、何がしかのかねを所有してもよい。またこの目的のために何人かが与えるものを、受け取ってもよい。「そのかねは」パードレたちの望み通りに使つてもよいとは言つても、上長の許可なしに彼ら自身の用途に、そのかねを用いてはならず、贈与されたものは凡て、貧者と教会のためのものとすること。つまりその目的のために、準管区長パードレから与えられるかねを使用する場合と、同じようにすること。与えられ、所有しているかねについての会計報告を、常に院長に行なうこと。しかしイルマントたちは、たとい喜捨のためであつても、かねの所有は一切容認されないものとする。

〔中略〕

第八章、清貧について。

〔中略〕

「パードレは」彼らの方から求めないのに、キリスト教徒やその他の人々から贈与を受けたら、その凡てを受納してもよい。また、担当しているキリスト教会^{クリスチヤンダデ}の区域で、米であれかねであれ、彼らから喜捨を得るよう尽力してもよい。同地の貧者たちに配分するためであり、また教会を建てるためでもある。但しその喜捨は、決して彼ら「パードレ」の用に供するものではない、ということを皆が了解出来るように、これを行なうこと。しかし、ここ日本でもシナでも、院長^{レイトール}の許可なしにポルトガル人や日本人に対して、他の喜捨を求めてはならない。院長は自分の管区長の許可なしに、シナであれ他の土地であれ「日本」国外に喜捨を求めてはならない。何人も、教会のためであれ、貧者たちのためであれ、商業行為と思われるようなことは、いかなることもしてはならない。但し準管区長の命令により、教会創建のために、なにかのかねを委託されてプロクラードールの手によつて送り、他の物に非ずただ金のみを仕入れて齎らすこととは別である。

〔中略〕

第一五章、キリスト教徒が死者のために行なう寄進^{オラソンエス}・喜捨^{エスマラス}に対し、パードレは如何に行動すべきか。

第一回日本管区会議の第二六項において、この件が取り上げられている。それについて次の事柄が取り決められた。第一にキリスト教徒が死者のためにミサ・埋葬、その他の聖務をしてもらうために、かねやその他の品物——死者が遺し、彼らが教会に遺贈する着物^{キモノエス}・武器・馬等——で行なう凡ての寄進・喜捨は、総会長の『会憲』と『表明』により、われわれが使うために決して受け取つてはいけない。それ故、われわれのカーザの用途のために決してこれらの喜捨を消費してはいけない。しかしこの新しい「日本」教会^{イグレジヤ}が、このような喜捨をするという称賛すべき習慣に馴染むよう、総会長は貧者に配分するためや、イエズス会固有のカーザの所属ではなく、キリスト教徒自身のものである、教会や礼拝堂^{エルミダス}の補修に消費するためなら、『事情により』そのような喜捨の受納を許している。ただしそれは、われわれが使用するためには受け取るものではない、ということを凡ての人々が知りそして了解出来るような仕方で、授受が行な

われるのであるならばのことである。このため、これらの喜捨の消費について、その手を介して行なうことが可能な何人かの誠実なキリスト教徒の都合がよければ、「喜捨を」彼らに渡すようにすること。またもしも彼ら「誠実なキリスト教徒」がいなければ、総会長が別の命令を与えるまでは、パードレたちによつてその配分がなされるようだ。

彼ら「キリスト教徒」が聖務やミサを挙行してもらうために、その前であれ後であれ、与えるのを常とする米・穀その他の価値ある、そして保存のきく食料品についても、同じ様にすること。しかしそれが、例えば葡萄酒・果物・魚の如き、直ぐに消費してしまう価値の乏しい物で、しかもミサの代償というより、むしろ日本流の感謝と礼儀作法の表明として、贈与されたものであるならば、彼ら「パードレ」の用のためであつても、受け取つてもよい。

第一五章は、文中に見える通り、第一回日本管区会議(一五九一年一月長崎)議事録第二六項⁽⁴⁹⁾の趣旨に沿つてゐる。右の内容を次に整理してみる。

一、パードレは貧者への喜捨、教会の補修のためなら、かねの喜捨を受け、そして所有してもよい。(ただし

イルマンについては、これは容認されない)。

(この一が共通規則第七の改変である)。

二、そのかねをパードレ自身の用に供するためには、上長の許可を要する。

三、パードレは自分の司牧するキリスト教徒から、喜捨を得るよう尽力してもよい。但しその喜捨の用途は、貧者への施与と教会創建のために限られ、イエズス会士の用に供してはならない。

四、院長の許可なしに、司牧を担当していないポルトガル人や日本人に、喜捨を求めてはならない。

五、院長は管区長の許可なしに、日本国外に喜捨を求めてはならない。

六、商業行為の禁。

七、ミサその他死者のための聖務の代償としての喜捨は、会員の用のためには、受納は禁ぜられている。

八、しかし、貧者のためや、イエズス会固有のものでない教会・礼拝堂のためなら、かかる喜捨の受納は許されている。

九、八で受納を許された喜捨は原則として、誠実な信徒

の手を経て消費すべきこと。そのような信徒がいなければ、総会長から指示があるまで、パードレが行なう

こと。

一〇、信徒が聖務の代償として、その前後を問わず喜捨として与える米等の価値ある食料品についても、七・八・九の定めに準拠すること。

一一、価値の乏しい食料品等が、ミサの代償というよりもむしろ、感謝の意思表示や儀礼的な意味で贈与されたら、会員の用のためであつても、受納してもよい。

先に看坊への喜捨に対する対処の仕方が見えたが、八はそれに該当するものであろう。兎に角、第一回日本管区会議議事録と「服務規定」(共に一五九二年)は、日本における喜捨受納の問題について、基本的に従前の路線を踏襲していると言つてよい。

*

*

*

「日本・シナ管区巡察師パードレ・アレツサンンドロ・ヴァリニヤーノの命令。一六一〇年同管区巡察師パードレ・フランチエスコ・パシオにより校閲・増補」と題する文書に見える、喜捨に関する規定を次に引用する。

〔第一章、共通規則について。〕

〔中略〕

3、規則第七に関して、キリスト^{クリスチヤンダム}教会に関わっているパードレたちは、自分たちが預かつてゐる教会「の建

物」の補修のためや、その他これに類した必要のために、

何がしかのかねを——上長から与えられたものであれ、キリスト教徒たちが与えるものであれ——所有することが容認される。しかし彼ら「キリスト教徒」が、死者のためのミサの代償に、およびわれわれの聖務を目的に、

12、カーザやレジデンシアを預かっている院長やパードレは、進物であれ喜捨であれ、贈与を受けたものは凡て受納してもよい。

与えるのを常とする「かね」は、絶対に受け取つてはいけない。たとい「貧者への」喜捨のためであつてもいけない。しかし布教地のあるレジデンシアにおいて、管区長がその判断により、貧者および慈善行為のためにこれらの寄進を受け取ることが出来る、誠実な世俗人を決めてもよい。もしもキリスト教徒たちが、わが会員たちの手で貧者たちに配分するよう、彼らにかねを与えたならば、そしてしかもその場所が、かねを贈与されたパードレには上長がいる所ならば、その凡てを上長に渡すか、または彼「上長」がそのため決めた人物に渡すこと。しかし、わが会員が一人しかいない布教地またはレジデンシアにおいて「喜捨を受けた」ならば、そのかねを与えた者の意思・意向に即して、彼がそれを配分してもよい。

〔中略〕

第三章 清貧について。

13、同じ「院長・パードレ」は、貧者への配分、教会・墓地の補修、その他の慈善行為、および自分たちの担当区域の人々に喜捨を求めてよい。否それどころか、キリスト教徒に対し、カーザを維持させるよう尽力しなければならない。というのは、その「カーザの」凡ての人々が、彼らキリスト教徒への奉仕に従事しているからである。自分たちのレジデンシアの設立について交渉することが出来るなら、それに充当するのが非常によいであろう。何処かのカーザに部下として駐在してはいるが、キリスト^{クリスタンダデ}教会を預かっているパードレも、同じことをしてもよい。つまりキリスト教徒が、^{アルテアス}田舎の教会を預かっている人々を扶養するよう——というのは、凡て彼ねた際には彼をも扶養するよう——自分の担当区域の慈善行為に加わるよう、尽力すること。しかし、当地日本でもシナでもその他如何なる所でも、何人も管区長の許可なしにヨーロッパ人に喜捨を求めてはならない。

自分の担当区域でない日本人に対し、院長の許可なしにそれを求めてはならない。カーザの院長や上長には、管区長の許可なしにそれを行うのを禁ずる。但し、自分の担当区域のヨーロッパ人は別である。

〔中略〕

第一五章、キリスト教徒が死者のために行なう寄進・喜捨に対する、パードレは如何に行動すべきか。

1、日本の諸事情に関する眞実の情報と経験を欠いたために、何年間か次のようない判断がなされたきた。人が死んだ時、その死者のためにキリスト教徒が贈与するもの、さらには時として、死者を神に委ねるために、毎年贈与するものは、イエズス会は自らの用のためには受納してはならない、と。総会長クラウディオ「・アクワヴィーヴァ」は、同じ情報を考慮に入れて、そのような命令を与えた。しかしながら、この件について充分に考慮と検討を重ね、『会憲』と第五回総会議の決定事項に即して検討し、日本において経験を積んできた許りか、神を畏れそして学識あるパードレたちに諮り、彼らと話し合つた末、次のことが分かつた。即ち、人が死んだ時や、その死者を主に委ねて欲しいとの要請があつた時に

は、パードレに贈与されたものを受納し、われわれ自身の用に消費するのは正当であり、容認される。それは次の理由による。

第一にそれは、死者のために行なわれる埋葬・ミサ、または祈りの報酬や代償として贈与されるのではなく、死者が使用していた衣服やその他の品々を仏僧に贈与するのが、この国民の習慣だからである。兵士だつたら武器や馬をも与える。たとい別の土地で死んだがために、仏僧が彼のために埋葬をしない場合でも、彼らはこうする。キリスト教徒も、たといパードレが死者を埋葬しなくとも、上述の品々を彼らに贈与するなど同じ事をする。パードレが死者を埋葬する時には、その埋葬が済んだ後でなければ、彼らは決して前述の品々を贈らない。このため聖務の代償ではない、と認められる。

第二の理由は、われわれの側からは決して求めることはないし、また何ももらわないでも、相手が富者であれ貧者であれ、われわれは埋葬をする。それどころか、貧者が経帷子を持たなかつたり、棺を作るだけの資産がない時は、そのための施与をカーザから彼らに行う。

第三の理由は、特にそれが位の高い人々の埋葬の場合には、その家は蠟燭やその他の準備に出費をする。それら

は彼ら「死者」のために、後でそこ「家」に据え付けられる。しかも通常死者の親戚たちは「その家で」食事に招待される。特に他の土地から来た場合はそうする。これが当地の習慣だからである。彼らが年々特に死亡した日に当る「命」日に、死者を主に委ねてくれるよう求めて、その死者のために彼らが与える喜捨も、これと同じである。というのは、これもまたこの国民の習慣だからである。靈魂など存在しない、凡ては死とともに終わると確信している者たちまで、同じ様な喜捨を仏僧や貧者たちに与える程である。このため、上述の諸々の理由の凡てにより、前述の贈与は聖務の代償ではなく、この国民の習慣であり、パードレたちがこの際してくれたことに対する、感謝の印のようなものだということが分かる。

2、キリスト教徒たちがミサを挙行してほしいと依頼する際に与える喜捨は、決して受納してはならない。といふのはそれは明らかに、われわれの『会憲』⁽⁵¹⁾に反するのだ。従つて、カーザの維持のために、それを受納して消費するのは、充分容認される。さらに、その「埋葬の」ために必要な布その他の品々が如何に作られるか、われわれに奉仕するだけのためにいるのではなく、キリスト教徒の利益のためになる同宿を如何に養うかに着目するなら、そしてまたイエズス会の側からも、多額の喜捨を行なうのだということをも考慮に入れるなら、代

償として、前述の寄進^{オブランシエス}により「イエズス会士が」援助を得ても、差し支えないと思われる。たといそれら「寄進」に何らかの疑義があるにしても。尤もわが会員が前述の寄進の中から何がしかの喜捨をすることが、禁ぜられているわけではない。それどころか、主として前述の死者たちのために「イエズス会士が」ミサを挙行する時に、「イエズス会士が」それ「喜捨」をするのはむしろ良いことである。つまり一回のミサにつき通常習慣として与えることになつてゐる額を——それは五レアルであるが——、喜捨として常に与える。否むしろ寄進が多額な場合は、パードレたちが直ぐにその内の何がしかを、教化のために貧者たちに配分するのが良い。

キリスト教徒が思うよりも——パードレは可能な限りそれが「ミサ」を挙行せねばならない——、そしてミサ「挙行」のために与えられる喜捨が「貧者に施与される筈なのに」貧者がそれを奪われるよりも、要求されるほど誠実でなくともそれを行なつた方がましである。それ「喜捨」は受け取る者がいなければ、与えられないかも知れないのだ。

3、キリスト教徒がミサのために与える喜捨について述べた以上のこととは、銀・銅錢・米・綿織物、およびその他価値ある、そして保存のきく食料品についてのことと了解してよい。贈与がミサの前か後かは問わない。しかししが、例えば葡萄酒・果物・魚、その他直ぐに消費してしまう価値の乏しい物で、しかもミサの代償というより、むしろ日本流の感謝と礼儀作法の表明として、贈与されたものであるならば、カーザの「用の」ために⁽⁵²⁾それらを受納してもよい。」

右の命令の趣旨は次の通りである。

一、カーザ・レジデンシアを預かる院長・パードレは、喜捨は凡て受納してもよい。

二、同院長・パードレ、および部下のパードレは、司牧を担当しているキリスト教徒に対し、カーザ・看坊の

維持・扶養、教会・墓地の補修、貧者への施与等を目的とする喜捨をするよう、指導すること。

三、自分が司牧を担当していない日本人に対しては、院長の許可なしに喜捨を求めてはならない。

四、日本であれ国外であれ、自分が担当していないヨーロッパ人に、管区長の許可なしに喜捨を求めてはならない。

五、従来は、キリスト教徒が死者のために行なう喜捨は、イエズス会の用途のためには受納してはならない、との総会長アクワヴィーヴィアの指令が施行されてきた。

六、しかし、日本の諸事情に通じたパードレたちに詰つた末、右の如きキリスト教徒が死者のために行なう喜捨は、会の用途のためにでも受納してもよいと決定した。理由は次の通りである。

1、死者を神に委ねる気持ちが込められてはいるが、死者のための具体的な行事の代償として、その喜捨が行なわれるわけではない。単に死亡した時だけではなく命日にも、喜捨をするのが日本人の慣習だからであり、仏僧に対しても同様にする。

2、イエズス会士の側からそれを要求するわけでは決してないし、イエズス会士は喜捨なしでも埋葬をす

る許りか、相手が貧者の場合は、ノルマから施しをする。

3、死者のための聖務に要する費用、同宿を養う経費、イエズス会の側からの施与等を考慮に入れるなら、

前述の喜捨を代償として受納することやら、容認されよう。

七、死者に関わりなく、キリスト教徒がミサの挙行を依頼して与える喜捨は、イエズス会の用のためには、受納してはならない (『公憲』の命ずる所)。しかし、貧者にそれを施与するためには、そのミサの前後を問わず、誠実な信徒の手を介して授受する(ノルマは容認される。)の七に該当するのは、喜捨が銀・銅錢・米・綿織物・価値あり保存可能な食料品の場合である。

八、価値の乏しい食料品等が、ミサの代償と云うよりむしろ、感謝の意思表示や儀礼的な意味で贈与されたら、会の用のためであつても受納してもよ。。

右の「ヴァリニヤーノの命令、一六一〇年」に至って、喜捨受納に関する従来の規定が改められたことが分かる。特に一・六である。何れも重要な意味をもつてゐる。ただこの改正の意義については、右の命令と趣旨は同じで

あるが記述を補正した、「服務規定、一六一一[年]」の關係記事を次に引用した上で、纏めて論述した方がよ」と思ふ。

#註

(1) J. F. Schütte, *Monumenta Historica Japoniae I, Romae, 1975*, p. 78.

(2) 指著『キリストian時代の研究』岩波書店、一九七七年、111K-1頁。

(3) J. F. Schütte, op. cit., pp. 99, 100.

(4) Ibid., p. 148, 503, 1278.

(5) 指著、前掲、第一部第五章。

(6) J. F. Schütte, op. cit., p. 187.

(7) Ibid., pp. 187-191.

(8) Ibid., pp. 192-196.

(9) Ibid., p. 198. 但ノリードに於く生糸貿易とは、日本イエズス会が行なつた幅広い商業活動の内の、公認の貿易を指す。

(10) 指著、前掲、四七一-四八一[頁]。J. F. Schütte, op. cit., p. 188.

(11) Ibid., p. 187.

(12) 類似の表現の例は少なくない。例えば、一五八二[年]一月ヴァリニヤーノ作成の「日本のカーザと毎年の経費のカタログ」には、下地区のカーザ七(内一は建設予定)、京都地区的カーザ三(内一は建設予定)の凡てが、"コム

「**ハタの姫カーニ**」 Casa a manera de colegio と表記され
レゾネ J. F. Schütte, op. cit., pp. 142~145.

(13) Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 3, ff. 3v.,
4v.~5v.

(14) Jap. Sin. 3, ff. 8v., 9.

(15) J. Wicki & J. Gomes, Documenta Indica, XIV, Romae,
1979, pp. 887, 888.

(16) 日本ヘハズス会はトトカニ家屋・店舗を有シ、収入
ヲ得たが（指證、前掲、四九二頁）、ハリニ既ベテトマツ
カのレンタが、ボルトガル国王給付金を指すに及ばず、一
五八五年一月一八日付け総会長の、イントヘト管区職
ガトニリヤーへ宛書令の文面から思ふ所ドモ。Jap. Sin.
3, f. 8v., 9.

(17) J. F. Schütte, op. cit., pp. 344, 345.

(18) Ibid., p. 537.

(19) Ibid., p. 538.

(20) 稲穂「ヤニハタノ教宗のトカ太駐在財務担当ペーナ
ス」（母）『史料』五四、一四五·一六六頁。

(21) J. F. Schütte, op. cit., p. 519.

(22) Ibid., pp. 516~539. collegial の點は、意識的には『修
養』等の用語を scholar (修学生)・scholar approbado
(修業修了) の意味に解する所也。トトシ一六一八年一月一〇日付けマカオ發、フランシスコ・カミーユ
の総会長補佐ヌー・マスカニー・ヤス宛て書簡に、「田
本の運動はめで、当地で回覆と呼ばれしるわれわれの
collegial が大勢、日本からハマカオに追放されし來た。」
(Jap. Sin. 17, f. 128) ハルカねて云ふ。眞ち collegial は回

桓のハルダム記述にて。一六〇九年一月一一日付け
ハラアン・ロヒニの記述に見ゆる collegial は、ロムハ
オに居住する collegial 以外は、事実上しては同宿のハル
である。ハラアン所謂“奉仕の同宿”・“説教師の同
宿”。ヤハナリオの同宿、トモビ、本記録では collegial
トモビハマリヒジナム。柳田利夫「キリスト教の非公
開日本人——その役割と性格」(『史跡』
四八、四) 四四~五〇・五五・五六頁。

(23) 此固弥古「ヘハズス会教育機関の移動と遺跡」(『キリ
ハタハ研究』一) 一一頁。J. F. Schütte, Introductio ad
Historiam Societatis Jesu in Japonia 1549~1650, Romae,
1968, pp. 707, 902.

(24) J. F. Schütte, Monumenta, pp. 968, 969.

(25) Jap. Sin. 3, ff. 4v., 5.

(26) Jap. Sin. 3, f. 5v.

(27) Jap. Sin. 3, ff. 8v., 9.

(28) Jap. Sin. 3, f. 9.

(29) Jap. Sin. 3, f. 13, 13v.

(30) Jap. Sin. 3, f. 21v.

(31) Jap. Sin. 3, f. 23v.

(32) Jap. Sin. 3, f. 41, 41v.

(33) Jap. Sin. 3, f. 1v. J. Wicki, Documenta Indica, VII,
Romae, 1962, pp. 189, 190. 柳田利夫「日本にねらゆ
『総会議の服務規定』の釋義」(『ヤニハタノ研究』一)五
七八頁。

(34) Jap. Sin. 49, f. 242, 242v.

(35) Jap. Sin. 49, f. 246v. 柳田利夫、前掲譜文、『史料』四

八ノ四、七田・七長圓。

(36) 五野井隆史『徳川初期キリスト教研究』吉川弘文館、昭和五八年、一一九一～一一九二頁。

(37) Jap. Sin. 49, f. 250, 250v.

(38) J. Wicki, Documenta Indica, X, Romae, 1968, pp. 332, 333.

(39) ガーベキ及び「メベの詔」アーヴィングの「叛逆者」一一一編は存在しない。Documenta Indica, XIV, p. 862.

(40) 一五八一年一一月一一日左ナ総代職トクワガタマサトメ「東シハルマト総代職宛て指令」J. Wicki, Documenta Indica, XII, Romae, 1972, p. 693.

(41) 一五八五年一一月一一日左ナ総代職トクワガタマサトメ「東シハルマト総代職宛て指令」Jap. Sin. 3, f. 11. Documenta Indica, XIV, p. 862. 一五八五年一一月一一日左ナ総代職トクワガタマサトメ「東本總管」アーヴィングの「総代職宛て指令」Jap. Sin. 3, f. 26v.

(42) J. Wicki, Documenta Indica, XIII, Romae, 1975, p. 840.

(43) Documenta Indica, XIV, pp. 861, 862. 在 Bibliotheque Ajuda, 49-IV-56, f. 12, 12v. 及び「四九-IV-56」Obedências de Nossos Padres Geraes de Roma tiradas do cap. 4 e 6 do Sumário das cousas que pertencem á Província da Índia, para se guardarem nas Casas e Residências de Japão, no. 26. ル盤圖文。

(44) Ibid., XIV, pp. 896, 897.

(45) Jap. Sin. 2, f. 123v.

(46) J. López Gay, "Las organizaciones de laicos en el apostolado de la primitiva misión del Japón", Archivum Histo-

ricum Societatis Iesu, XXXVI, Roma, 1967. 井手勝美訳「キリスト教史上の信徒使徒職組織」(『キリスト教研究』一一一)。

(47) 共通規範第七條である。次の通りである。「何人も田介の手中に、かねを所有してはならぬ。他人の手中に、かねも他のことかなぬゆゑ、所有してはならぬ。」Regulae Societatis Iesu, Roma, 1582, p. 18.

(48) Jap. Sin. 2, ff. 125, 131v., 137v.

(49) A. Valignano, Adiciones del sumario de Japón, J. L. Álvarez-Taladriz ed., apéndice III, pp. 718, 719. 家入敏光証記『日本のカトリック』天理図書館、昭和四四年、三〇一一・三一〇四頁。

(50) 第五回総会議は一五九一年一一月から九四年一月にかけて開催された。アーヴィングの「指令」第一は、上長は何人たりと、右総会議と「ハビジム」われわれが行なう聖務の代償に、如何なる物の取扱を容してはならぬ」と命じた。A. Astrain, Historia de la Compañía de Jesús en la Asistencia de España, t. III, Madrid, 1909, pp. 580, 602. Valignano, Apología, Jap. Sin. 41, f. 12.

(51) 公定換算率はハーベルト=クリギン、毎年五ノナル=〇・一ノナルタルギンである。因みに次に挙げたガアリニヤーへ=ペルナ「服務規定」(一七一一年) 第一章には、「ハバリ」(五ノナル=五タカル) の品としてある略符^レナ^レ Real Academia de la Historia, Madrid, Jesuitas, legajo 21, f. 184.

(52) Archivum Romanum Societatis Iesu, Fondo Gesuitico 721, ff. 2, 2v., 6v., 7, 25~26v.